

2014年中国知的財産権税関保護の典型事例

掲載日：2015-04-24

一．深セン税関による輸出偽たばこ連続押収事件

事件の内容

昆明偉秀商貿有限公司は2014年7月21日、深セン税関の管轄下にある大鵬税関に陶器製サニタリー設備と灰皿の輸出申告を行った。税関検査員が当該貨物を積み込んだコンテナに対し検査設備によるスキャンニングを行ったところ、コンテナの後部に規則的な形状をした大量のレンガ状の物体が確認され、そのレンガ状の物体の周囲にはロール状の物体が詰まっており覆い隠そうとしていることが疑われた。スキャンニング画像から、実際に輸出される貨物は申告された貨物と明らかに一致しないことが分かった。そこで、税関検査員が直ちに開梱検査を行ったところ、ロール状の物体は不織布で、その布の中に包み隠されたレンガ状の物体は「Marlboro」の商標が付されたたばこ計4万5,300カートン（約906万本）であった。税関は経験から、当該貨物は模倣品の可能性があると断定し、直ちに「Marlboro」商標権者である米フィリップモリス社に連絡した。鑑定の結果、当該たばこはすべて模倣品であることが分かった。

近年、深センの通関地を通過して輸出される偽たばこの量が多くなっている状況を受け、深セン税関はデータの比較照合と情報の分析によって、偽たばこの輸出をめぐる重要なリスクポイントを以下の4点にまとめた。（一）重点ルート。一般貿易方式の下では、海運と陸上運送が偽たばこの輸出の主なルートである（二）重点商品。関税および許可証管理にかかわらないため、ローリスクかつスピーディーな通関が比較的容易に可能となることから、サニタリー設備、鍋類、工芸品などがたびたび偽たばこを輸出する際の商品名称として使われる（三）重点企業。短期間に申告量が急増する他地域の企業が偽たばこを輸出している状況が多い（四）重点航路。東南アジア、中東、欧州、香港などの航路を通じて偽たばこが運送、輸出される可能性が高い——。税関によるターゲット性を備えた精確かつ集中的な取り締まりによって、深センの通関地の偽たばこの輸出状況は一時的に改善された。ただ、今回の偽たばこ事件は押収量が非常に多く、深セン税関は偽たばこの輸出の勢いが盛り返す恐れがあると感じた。そこで、管轄区内の各通関地に対しリスクへの早期警戒を直ちに指示し、検査設備を用いた輸出コンテナ検査を強化するよう現場に求めた。

無作為抽出調査の成果はすぐに得られた。深セン税関の管轄下にある蛇口税関は、2014年7月31日に江西省永豊県鑫源貿易有限公司が「鍋類」の名目で輸出申告を行った偽の「Marlboro」たばこ906万本を発見・押収し、8月1日には黒竜江省密山市吉昌貿易有限責任会社が「キックボード」の名目で輸出申告を行った偽の「Marlboro」たばこ946万本を発見・押収した。この時点で、深セン税関はわずか12日間で輸出偽たばこ2,758万本を発見・押収した。2015年1月、深セン税関は罰金を科し、没収した偽たばこについて公開廃

棄処分を行った。

評論

この事件は、税関がリスク分析技術を活用して知的財産権をめぐる法執行の効果を高めた典型事例である。偽たばこは中国の法執行を混乱させる、焦点となっている問題である。違法分子は貨物名称の虚偽申告、ほかの貨物への混ぜ込み、偽装などの手法を使って、税関の知的財産権をめぐる法執行を逃れている。通関地の複雑な監督管理環境に焦点を合わせ、深セン税関は実務において、リスク分析技術を活用した偽たばこ輸出捜査の成功例を模索、蓄積するだけでなく、新たな法執行の実務の中で活用し、短期間に大量の偽たばこを連続して発見、押収した。この事件は、中国税関がリスク分析技術を活用して権利侵害にかかわる輸出入貨物の発見・押収率を高める上で、重要な参考的意義を持つ。

二. 杭州税関・公安機関合同偽薬輸出取締事件

事件の内容

杭州税関は2014年7月4日、偽の「Shalina」商標を付した薬品を積んだコンテナが近日中に義烏から輸出されるとして税関の捜査、押収を求める通報を受けた。杭州税関は直ちに義烏税関に無作為抽出調査指令を発した。

同日、義烏税関は義烏市巧聯商品調達有限公司による同一番号のコンテナの輸出申告を受領し、当該コンテナに対する重点検査を直ちに行ったところ、「Shalina」など複数の商標ラベルを付した6種類の規格・型番の軟膏と薬剤計234箱、13万3,000本(約66万4,000元相当)を発見した。米LP Amina社による確認を経て、当該薬品は模倣品であることが分かった。

偽造医薬品は消費者の健康と安全を脅かすものであり、税関総署が重点的な検査・摘発を求めている権利侵害製品である。この事件は貨物の数量が多く、金額も大きく、社会に与える損害も大きいことから、義烏税関は重大知的財産権事件として即応メカニズムを始動し、外国企業による調達、倉庫管理・貨物受取、輸送代行・船腹予約、トラックの手配・積込、輸出申告を行う日用品の貿易フローに従って段階ごとにさかのぼり、しらみつぶしに捜査し、重大な突破口を開いた。事件関係者への質問や領収書・証明書などの資料のチェックを経て、調査の結果、最終的にケニア国籍の調達業者と現地の商業貿易市場の経営者、傳が容疑者として浮上してきた。

事件の状況に基づき、義烏税関は迅速に現地の公安および市場の監督管理などを担当する部門と協議し、義烏市の知的財産権総合管理メカニズムの枠組下で、合同法執行を展開し、成果の拡大を図ることを決定した。義烏税関は犯罪が疑われる事件を義烏市公安局に移送するとともに、合同特別事件チームを結成した。公安機関は最終的に、上海の某家庭用化学品会社が自社で生産した偽造医薬品を、義烏市場の複数の販売業者を通じて販売していたという犯罪事実を突き止め、複数の犯罪容疑者を逮捕した。

現在、事件は司法機関の審理段階にあり、当該偽薬を販売した傳と朱には既に判決が下されている。上海の某家庭用化学品会社による偽薬製造事件については、検察機関が現在、起訴に向けた審査を行っている。

評論

この事件は中国税関による「行政法執行と刑事司法の連結」を積極的に推し進める典型事例である。偽造された医薬品、食品、自動車・自動二輪車の部品は消費者の健康と安全を著しく脅かし、かねてから税関総署が厳重な取り締まりを求めている重点権利侵害製品である。この事件で発見・押収された偽造医薬品は巨額に上る。義烏税関による同事件の摘発は、偽造医薬品の輸出を阻止するだけでなく、公安機関と共同で偽薬の長期的な製造・販売網を粉砕することに成功し、犯罪を源から断ち、知的財産権をめぐる税関の行政法執

行と公安機関の刑事法執行との効果的な連結を実現した。この事件の調査・処分過程で、義烏税関は国の出入国監督管理機関としての税関の機能と優位性を十分に発揮するとともに、公安機関と共に積極的かつ自発的に刑事捜査を行い、事件の全容解明に向けた確かな基礎を築いた。

三. 南京税関の国際協力による多国籍偽薬販売取締事件

事件の内容

南京税関の管轄下にある蘇州税関郵便局駐在事務所は2014年1月1日、X線装置で輸出される速達郵便物を検査していたところ、うちの一つの小包に大量の粒状の物体が含まれていることを発見した。郵便小包を開けると、「Pfizer」の字句があるひし形をした青色の粒状の薬品8,750粒が見つかった。当該薬品の包装は非常に粗末で、正規の薬品によく使用される透明圧着フィルムでコーティングされた包装と薬箱はなく、包装袋にばら詰めされており、税関検査員は、当該薬品は偽造医薬品である可能性があると判断した。

税関の調べではさらに、当該薬品は米インディアナ州のANDRYという受取人に送られるもので、送り状に受取人の郵便番号、住所および連絡先電話番号が書かれていることも分かった。ただ、差出人の情報は非常に少なく、氏名欄に「GUO」と書かれているだけで、住所欄には「No 88 dyky Rd」という文字と虚偽の携帯電話番号が記載されていた。個人郵便小包の中にこれほど大量の偽薬が含まれているということは、明らかに受取人が個人で使用するものではない。税関職員は法執行の経験により、この偽薬はおそらく国外の犯罪者が電子商取引プラットフォームを通じて注文・購入し、米国国内で販売しようとしたものであると考えた。国内の差出人の情報が少なすぎるため、税関がこの偽薬の製造業者、輸出業者を突き止めることは難しい。南京税関は米国に輸出される模倣品の取り締まりに向けた米国税関との合同法執行アクションにおける過去の経験を踏まえ、この偽薬組織について中国・米国税関の合同法執行アクションを展開するよう税関総署に提案した。

税関総署は直ちに米国土安全保障省入国・税関取締局（ICE）に連絡し、米国側に対しこの偽薬の米国側受取人の監視と後続の法執行アクションの実施を提案、米国側はこれに積極的に応じた。2014年1月3日、蘇州税関はこの偽薬をもととの目的地である米ニューヨークのジョン・F・ケネディ国際空港に送った。同時に当該偽薬に関するフライトナンバーや郵便小包番号などの情報も中国税関からニューヨーク税関に送った。1月5日、当該偽薬の郵便小包がニューヨークの空港に到着すると、米国税関は直ちに中国税関に知らせた。1月7日、米国税関は、その受取人を既に逮捕し、米国における偽薬販売犯罪集団の粉砕に成功したことを中国税関に再度知らせてきた。

評論

この事件は、中国税関が国際協力によって国際貿易のサプライチェーンの安全を守った典型事例である。権利侵害品の貿易は地球規模の問題であり、製造、輸出、輸入、小売り、消費など多くの段階にかかわる。権利侵害品の貿易を効果的に抑制するには、各国の法執行機関による共同の努力と緊密な協力が必要である。長期にわたり、中国税関は輸出段階で偽物をめぐる違法活動に対して高圧的な姿勢を維持し続けているだけでなく、関連の国際組織および海外の法執行機関と情報交換や合同法執行アクションなどの面における協力

を積極的かつ自発的に展開している。南京税関が今回、偽薬の多国籍輸送の取り締まりをめぐる合同アクションを米国税関と成功裏に展開したことは、世界的な範囲で権利侵害品の貿易を効果的に抑制するには、各国の協力強化が不可欠であることを改めて裏付ける形となった。

四．江門税関の特別アクション手配による偽照明器具の輸出取締事件

事件の内容

江門税関高沙駐在事務所は2014年4月4日、検査の中で、珠海市華富源貿易有限公司が輸出するフロアスタンド378個、電気スタンド802個に「UL」の標識が付されており、「UL」の商標専用権を侵害している疑いがあることを発見した。権利者への連絡・確認を経て、上述の貨物がすべて権利侵害商品であることが分かった。

「UL」は米国保険業者安全試験所が中国で登録した一種の証明商標であり、輸出製品が検査・測定を経て、米国の消費市場に入ることが可能な安全認証基準に達していることを証明するために用いられる。中国の一部企業が検査・測定を経ていない輸出製品に「UL」商標を無断で使用する行為は、米国保険業者安全試験所の商標専用権を侵害するとともに、消費者に安全上の潜在的な危険性をもたらすことになる。

江門税関はこの事件の摘発後、直ちに権利侵害製品の出所の追跡に乗り出した。リスク分析の結果、当該税関に隣接する「中国のイルミネーションの都」中山古鎮とその周辺地域にはイルミネーションメーカーが多く、照明器具の輸出量も多いことから、比較的大きな権利侵害リスクが存在する可能性があるとして判断し、権利を侵害している照明器具の輸出に対する特別取締アクションの実施を決定した。江門税関は専任者を指定して現場の通関書類に対するリアルタイム監視を行う一方、各監督管理現場にリスク早期警報を適時発した。特別取締アクションはすぐに成果を挙げ、2014年4～8月に、江門税関外海駐在事務所、高沙駐在事務所および新会税関は偽の「UL」、「ENERGY」、「SHARP」商標を付した輸出照明器具6口・計14万個（約105万元相当）を連続して発見、押収した。

江門税関はさらに、アクション期間に、的を絞った企業向け法律PR活動を展開し、企業の遵法経営に関する教育・啓発を行った。同時に、無意識の権利侵害によって挽回不可能な経済損失を被ることがないように、外国企業の注文書にかかわる知的財産権の状況に対して合理的に注意を払うよう企業に促した。

評論

この事件は、税関が「事件の調査・処分を通じて業界の適正化を図る」という法執行理念を貫いた典型事例である。江門税関は発見・押収した事件を手掛かりに、特別法執行アクションを積極的かつ自発的に手配、展開し、成果の拡大を図り、「メイド・イン・チャイナ」の国際的な名声を守った。同時に、同税関は法執行と貿易促進の両方を重視したさまざまな措置を講じ、権利侵害という違法行為を厳しく取り締まるとともに、現地の照明器具業界による自覚的な遵法経営を積極的に導き、奨励することにより、輸出秩序の適正化と経済・貿易の健全な発展の促進という二重の目的を実現した。

五. 広州税関のビッグデータ活用による輸出偽蚊取り線香発見・押収事件

事件の内容

「欖菊」印の蚊取り線香は、広東省中山市欖菊公司の輸出ブランド製品で、アフリカの一部の国では、蚊取り線香といえば「欖菊」というほどその名が広く知られている。ただ、近年は模倣品の氾濫により、欖菊公司の製品の市場シェアは深刻な影響を受けている。中国の複数の通関地・税関はいずれも偽の「欖菊」蚊取り線香の輸出の捜査を法執行の重点としている。

2014年3月初め、欖菊公司は、同社の商標を詐称する蚊取り線香が広州税関の管轄区である南沙の通関地からアフリカに輸出されていると広州税関に訴え、税関に捜査を求めた。広州税関は直ちに行動を開始し、関連する通関データを取り寄せてチェックし、総合的な分析を行い、しらみつぶしに捜査を行った。しかし、南沙の通関地からアフリカへの輸出に関する通関データは毎日700件余りに上るものの、2014年1～2月は蚊取り線香の輸出申告の記録はほとんどないことが分かり、その後のリスク無作為抽出調査は死角に陥った。

事件担当者は考え方の転換を図ることを決め、データ分析の範囲を拡大し、ビッグデータ技術を活用して、蚊取り線香消費市場と新規航路、権利侵害ハイリスク企業、虚偽申告が行われている可能性がある商品名称との関係を分析した。最終的に、重点を「便器」などのハイリスク申告商品に定めるとともに、現場に無作為抽出調査の実施を命じた。それから間もない2014年3月17日に、重慶准動商貿有限公司が南沙税関にノーブランド便器の申告を行った。税関は検査過程で、当該貨物の中に9,000箱の「欖菊」蚊取り線香が混ざっているのを発見、権利者による確認を経て、すべてが模倣品であることが分かった。

広州税関は調査過程で、南沙の通関地は偽の「欖菊」蚊取り線香が輸出される場所に過ぎず、事件の当事者は輸出代行者に過ぎないことを知った。このため、税関は、たとえ偽の蚊取り線香を今回押収しても、違法企業は戦略を調整し、輸出代行企業や貨物の目的地、偽物を隠すために用いる輸出商品を変えるなどの手法によって、税関の監督管理から逃れ、今後も模倣品を輸出する恐れがあると考えた。そこで、税関は輸出通関データに対して再度総合的な分析を行い、リスク無作為抽出調査に関するパラメータに磨きタイルなど、隠れみものとして利用されやすい製品と上述のハイリスク製品の輸出企業を追加した。その結果、半月も経たないうちに、南沙税関は偽の「欖菊」蚊取り線香3口・19万箱近くを相次いで発見、押収した。これら模倣品の目的地はアジアおよびアフリカの国々に広がり、輸出代行業者は異なる省に及んでいたが、虚偽の申告がなされた商品の名称はいずれも「磨きタイル」だった。

発見・押収された偽の「欖菊」蚊取り線香について、広州税関は事件の手がかりを公安機関にも通報した。

評論

この事件は、税関がビッグデータを活用し、リスク分析を実施して偽物の貨物を発見、押収した典型事例である。広州税関は輸出通関データに対する総合的なリスク分析により、リスク要素を正確に設定するとともに、権利侵害貨物の輸出動向に基づき、無作為抽出調査の対象を適時調整し、偽の輸出蚊取り線香を連続して差し押さえた。このほか、広州税関が「欖菊」商標を保護する法執行措置を講じたことは、中国税関の自主ブランド保護の強化、「メイド・イン・チャイナ」の国際的な名声の擁護における一つの縮図でもある。

六. 上海税関の法執行による国内企業の海外合法的権益の保護支援事件

事件の内容

蘇州科陌泰克公司是2014年5月初め、上海税関の管轄下にある洋山税関に紙幣計数機300台の輸出申告を行った。税関は検査の際に、当該紙幣計数機に蘇州日宝科技有限責任会社の「RIBAO TECHNOLOGY」商標が表示されており、かつ輸出企業は当該商標の所有者ではないことを発見した。蘇州日宝公司是自社で輸出可能なのに、なぜ他社に輸出を委託するのか。税関は当該貨物の通関手続きを直ちに停止するとともに、関連状況を蘇州日宝公司に通知した。上海税関は蘇州日宝公司の貨物の調査と証拠の収集を手配する一方で、当該紙幣計数機の知的財産権の状況に対する調査に着手した。

米国市場を開拓するため、2007年に蘇州日宝公司是米国の現地販売業者と提携し、「RIBAO TECHNOLOGY」ブランドの製品の米国での販売を専門に担当する米国日宝公司を設立、当該製品は米国および周辺国において影響力を徐々に拡大していた。

しかし、近年、蘇州日宝は自社製品の米国での売上高が製品の影響力の拡大とともに伸びてはいることに気付いた。その後の調査で、米国日宝公司是蘇州日宝の知らない間に、米国で勝手に「RIBAO TECHNOLOGY」商標を先に商標登録するとともに、蘇州日宝が製造したものではない商品を国際市場で販売していたことが分かった。蘇州日宝公司是直ちに米国日宝公司との提携を停止するとともに、その「RIBAO TECHNOLOGY」商標の買戻しや、米国日宝の直接買収を試みたが成功しなかった。米国日宝公司が勝手に販売している製品のほとんどが中国から来ていることを把握した蘇州日宝公司是、税関によって模倣品を取り締まることで自身の合法的権益を守ろうと、「RIBAO TECHNOLOGY」商標を税関総署に届け出た。洋山税関が通関を停止した紙幣計数機300台はまさに米国日宝が蘇州日宝の許可を得ていない状況下で蘇州科陌泰克公司に発注した製品だった。

商標権者の許可を得ていない状況下で「RIBAO TECHNOLOGY」商標を使用したことに鑑み、当該紙幣計数機は、中国の「商標法」および「知的財産権税関保護条例」に従い、蘇州日宝公司的商標権を侵害する貨物に該当するものとみなされるべきである。上海税関は調査の結果、関連法律の規定および権利侵害に伴う法的責任を輸出企業に通達し、啓発的な説明を行った。発注貨物の輸出ルートが既に税関によって封鎖されたため、米国日宝公司是自発的に蘇州日宝公司に連絡することを余儀なくされ、協議によって商標トラブルを解決する意思を示した。双方による協議を経て、蘇州日宝公司是事件に関連する紙幣計数機300台の差し押さえを税関に申し立てないことに同意し、米国日宝公司是「RIBAO TECHNOLOGY」商標の米国での専用権を放棄することに同意した。これをもって、蘇州日宝公司是長年悩ませてきた海外の商標権トラブルは円滑に解決し、その国際化戦略における大きな障害が取り除かれた。

評論

この事件は税関が法執行を通じて海外における企業の合法的権益保護を支援した典型事例である。蘇州日宝会社の商標は海外の提携者によって国外で先に商標登録されており、自社の商標権を取り戻すため、同社は長年にわたって努力してきた。上海税関は輸出段階における知的財産権をめぐる法執行を通じて、国外で先に登録された蘇州日宝会社の商標を取り戻し、同社の国際化戦略の実施や国際市場の開拓を妨げる障害を取り除いた。このことは、税関が国内企業の海外における合法的権益の保護と「海外進出」による国際市場の開拓を後押しした手本といえる。近年、中国製品の輸出の急増と中国ブランドの海外知名度の向上に伴い、中国企業の商標が海外で他者に先に登録される状況も増加傾向にある。中国企業の海外における合法的権益の保護には、国と政府部門の強力な支持が必要であり、国内企業の海外における合法的権益を保護するため、後方支援を行わなければならない。

この事件は、我々が「相手先ブランド製造（OEM）」に関する事件を正確に処理する上でも重要な示唆をもたらした。国内企業は資金、能力および意識の限界性により、往々にしてその商標を海外で事前に登録することができず、大量の商標が他者によって先に登録されてしまうという状況を招いている。特に、海外企業は中国の商標を先に登録した後、中国のほかの企業に同じブランドの製品の生産と輸出を委託し、中国の合法的な製品の国際市場シェアを無理やり奪い、中国ブランドの国際的な名声を損ね、中国のブランド輸出戦略に深刻な障害をもたらす。上海税関の法執行の実務によって、「相手先ブランド製造（OEM）」をめぐる権利侵害紛争の処理に当たっては、中国商標の海外における合法的権益を考慮しなければならないことが証明された。

七. アモイ税関の証拠開示による権利侵害紛争解消事件

事件の内容

アモイ税関の管轄下にある東渡税関は2014年5月28日、アモイ海萊照明有限公司が原料輸入委託加工方式で輸出申告したLEDライトに対する検査を行っていた際に、そのうちのLEDライト1万6,000個の包装上に上海姿瑩化粧品販売有限公司が税関総署に届け出ている「Conserv Energy」商標が表示されていることを発見した。海萊公司是上海姿瑩の当該商標の使用権の付与に関する文書を提供できなかったことから、東渡税関は権利侵害の疑いで、法により当該LEDライトを差し押さえた。

この事件は、アモイ税関では初めて権利侵害が疑われる加工貿易貨物を差し押さえた事件である。一般貿易に比べ、加工貿易は国内生産側が主に国外の委託側に応じて生産を行うものであり、その中には貨物のブランドの指定も含まれる。この種の事件の多くが商標の海外における合法的な登録と使用の問題にかかわることを考慮し、アモイ税関は事件を処理する過程で、海萊公司に対し国外の発注業者による「Conserv Energy」商標の使用状況の提供を求めた。海萊公司はその発注業者である米国のフェイト・エレクトリック社の米国における商標登録に関する資料を提供した。

海萊公司から提供された状況に基づき、アモイ税関は調査によって事件の事実を明らかにした。フェイト・エレクトリック社は1995年に「Conserv Energy」商標を米国で登録。2001年から、「Conserv Energy」ブランドを使用した照明製品の製造と米国への輸出を海萊公司に委託した。一方、上海姿瑩は2010年8月によりやく中国で「Conserv Energy」の商標登録を行った。事件に関連する商標が中国と米国でそれぞれ異なる登録者に属し、海萊公司が製造する製品は米国向けの輸出のみに用いられることを考えると、上海姿瑩は米国で当該商標を合法的に使用する権利を持たないことから、海萊公司による「Conserv Energy」商標の製品の輸出は上海姿瑩に対していかなる損害ももたらさず、アモイ税関は、既存の証拠では海萊公司の行為が権利侵害を構成することを証明するに足りないとの見解を示した。適切に処理するため、アモイ税関は2014年6月25日、双方当事者が参加する知的財産権事件調査証拠開示会を招集した。

証拠開示会で、上海姿瑩と海萊公司是面と向かって証拠の提示、証拠調べを行うとともに、それぞれの見解を詳しく述べた。税関の調査員が中国の法律における関連規定と司法機関の相手先ブランド製造（OEM）に関する事件の裁判状況を紹介した。今回の証拠開示活動によって、上海姿瑩と海萊公司是関連法律および政策を十分に理解した。開示会后まもなく、上海姿瑩はアモイ税関に書簡を送り、同社による海萊公司的輸出貨物の差し押さへの申し立ての取り下げを申し出た。アモイ税関は直ちにその貨物に対する差し押さえを解除し、この事件のトラブルは円満に解決した。

評論

この事件は、税関の証拠開示の活用によって、当事者の権利侵害紛争の解消に成功した典型事例である。近年、中国企業の知的財産権に対する意識の高まりに伴い、知的財産権という手段を活用して貿易をめぐる競争を処理する状況が急速に増加している。現在、税関が扱う輸出入をめぐる知的財産権事件の中で、権利侵害が存在する紛争事件は比較的多い。この種の事件を処理する過程で、いかにして知的財産権を効果的に保護しつつ、合法的な輸出入活動に対するマイナスの影響を防ぐかは、税関の知的財産権をめぐる法執行における一つの難点である。税関総署は関連する司法実務を参照して、2013年に「知的財産権に係る税関の事件証拠の保全・開示操作規程（試行）」を制定し、権利侵害紛争にかかわる複雑な事件については、証拠の開示、証拠の全面的な収集を手配するとともに、双方当事者の意見を十分に聴取し、税関の事件処理の透明性を高め、法執行の客観性と公正性の向上を図るよう各地の税関に求めた。この事件の中で、アモイ税関は双方当事者の合法的権益の保護を踏まえ、知的財産権証拠開示会の開催を通じて、税関の法執行過程を公開すると同時に、関連政策および司法裁判の状況に関する説明を行うことで、当事者双方がよりいっそう理性的に紛争を処理することができるようにし、また事件が適切に処理されるようにし、対立解消、紛争減少の目的を達成し、良好な社会的効果を収めた。

八. 天津税関の法執行によるアパレル輸出秩序の適正化事件

事件の内容

ディスダーシャは中国の伝統的な大口輸出商品である。中でも中紡国際服装有限公司の「AL OTHAIMAN」ブランドはアラブ地域で非常に高い知名度と市場シェアを誇り、その一方で、国内の一部の違法企業による偽造の対象にもなっている。近年、模倣品の影響を受け、中紡国際の国外における市場シェアは縮小を続け、ブランドの名声も大きな影響を受けている。模倣品は常に天津の通関地から輸出されるため、「AL OTHAIMAN」商標は天津税関における保護の重点となっている。

2014年1月、上海林駿国際貿易有限公司は天津新港税関に化繊製の男性用ディスダーシャの輸出申告を行った。税関職員は税関申告書の審査時に、企業がブランドを申告していないことに気付いた。通常、既製品の輸出ではほとんどがブランドを申告するが、この貨物はブランドを申告しておらず、いささか通常と異なる。また、アパレル類商品は天津の通関地において権利侵害が多発している商品であることを考え、税関職員は当該貨物に対する検査を指示した。検査の結果、当該ディスダーシャは計2万6,000着あり、すべてに「AL OTHAIMAN」商標が付されていたが、中紡国際の確認を経て、そのすべてが模倣品であることが分かった。この貨物によって反映されたリスクポイントに基づき、天津税関は中東地域に輸出されるディスダーシャ類商品に対する無作為抽出調査を継続することを決定した。その後の1か月間に、嘉善林駿服装有限公司によるモロッコ向け貨物および阜城県恒利制衣有限公司によるアラブ首長国連邦向け貨物の2口から、偽の「AL OTHAIMAN」のディスダーシャ計3万7,000着が相次いで発見、押収された。

天津税関は上述の3件の事件について、3口の貨物の国外の荷受人はいずれも中紡国際の現地の代理業者であることを調査の際に発見した。中紡国際はその国外代理業者の利益に配慮するため、模倣品を輸出していた企業3社と相前後して和解を達成し、合法的な製品の供給業者として吸収すると同時に、貨物の差し押さえの申し立ての取り下げを申し出た。これに対して、天津税関は、税関は法執行を通じて、権利侵害貨物の輸出を制止し、かつ権利侵害企業を「悪の道から救い出す」ことができ、それ自体がすでに税関による知的財産権の保護という目的を実現していると考え、中紡国際の要求に従って差し押さえた貨物の輸出を許可した。

評論

この事件は、税関が法執行を通じて権利侵害紛争の双方当事者による「ウィン・ウィン」の実現を手助けした典型事例である。現在、中国の対外貿易の中で発生する商標をめぐる権利侵害行為は、知的財産権を尊重する意識が普遍的に欠けているという社会環境に大きく起因している。権利侵害行為に対しては、法により厳しく粉砕するとともに、状況に応じて教育と指導を強化する必要がある。この事件については、天津税関が初期に中紡国際

の商標を詐称した製品の捜査に大量の法執行資源を投入したにもかかわらず事件として成立しなかったが、良好な社会的効果が得られた。まず、当事者間の権利侵害紛争が解消され、税関の法執行によって、中紡国際の商標権が効果的に保護され、権利保護のコストが下がると同時に、権利侵害企業も啓発を受け、合法的な製品供給業者となり、商標権者と輸出企業の双方の利益の最大化が実現された。次に、税関は法執行を通じて、「権利侵害の制止」と「権利侵害の防止」という二重の目的を実現した。

九. 昆明税関による商標の地域性原理に基づく権利侵害輸入綿製スリッパ調査・処理事件

事件の内容

昆明税関郵便局駐在事務所は2014年9月4日、国内向けの郵便小包に対する監督管理の過程で、オーストラリアからの輸入小包7個に、「FD UGG AUSTRALIA」商標が内包装に表示された綿製スリッパ200足が入っているのを発見した。当該郵便小包の国内の受取人は昆明膜力汽車用品有限公司だった。当該綿製スリッパは、「UGG」商標の中国における登録者であるデッカーズ・アウトドア・コーポレーションによって、権利侵害製品であることが確認された。昆明税関はデッカーズ社の申し立てに基づき、当該綿製スリッパを差し押さえた。

税関による綿製スリッパの差し押さえを受け、膜力公司是デッカーズ社の商標権を犯していないとして異議を申し立てた。その理由は以下のとおり。(1) 事件に関連する綿製スリッパは同社がオーストラリアで購入した合法的な製品であり、「UGG」はオーストラリアであまねく用いられている商品名称に属する。権利者のデッカーズ社は過去にオーストラリアで「UGG」商標を登録したが、既にオーストラリアで取り消されていることから、当事者による事件関連貨物の購入・輸入行為は権利侵害を構成しない(2) 輸入した綿製スリッパは会社が福利厚生で中秋節の従業員へのプレゼントとして準備したもので、個人使用に該当し、権利侵害を構成せず、税関は個人使用、合理的な数量の原則に従って通過させるべきである(3) 同社はUGG商標を使用しておらず、またUGG商標が付された製品の販売も行っておらず、「商標法」第五十七条第一、二項に定める権利侵害行為を構成しない――。

税関は調査の結果、当該スリッパは権利侵害商品に該当するとの見解を示した。その理由は以下のとおり。(1) 当該スリッパ上に使用されている「FD UGG AUSTRALIA」商標はデッカーズ社が登録している「UGG」商標と視覚的にはほぼ区別がつかず、同じ商標を使用していると認定されるべきである(2) デッカーズ社は中国で「UGG」商標を合法的に登録しており、当該商標の専用権を有する。商標の地域性原則に基づき、いかなる商標もオーストラリアでの法的状態を中国国内でそのまま適用することはできず、当該スリッパはデッカーズ社の許可を得ずに中国国内に持ち込まれたことから、デッカーズ社の商標権を侵害する製品に該当するとみるべきである(3) この事件の貨物の数量と価値は比較的大きく、かつ個人使用の郵送物には該当せず、「知的財産権税関保護条例」に定める免除条件に適合せず、法により権利侵害貨物の輸入として処理すべきである(4) 膜力会社が自社で使用するために「UGG」商標が付された綿製スリッパを輸入することは「商標法」に定める商標権の侵害行為を構成しないものの、それによって税関の監督管理規定に対する違反という性質を否定することはできない。これにより、昆明税関は権利侵害貨物として、事件に関連する綿製スリッパ200足の没収を決定した。

評論

この事件は、税関が知的財産権の地域性原則に基づき、法により権利侵害貨物を認定した典型事例である。米デッカーズ社は中国で「UGG」商標の専用権を有するものの、「UGG」はオーストラリアで靴類商品の通称として使用され、かつデッカーズ社がかつてオーストラリアで登録していた同じ商標は既に現地の裁判所によって取り消されている。こうした状況下において、膜力会社が輸入した現地では合法的な製品に属する製品を権利侵害と認定することができるか否かをめぐり、税関担当者は知的財産権に関する豊富な法律知識と高い分析・判断力を備えている必要がある。昆明税関による本件の適切な処理からは、商標の地域性原理に対する担当者の正確な理解が見て取れる。当該税関は「商標法」および「知的財産権税関保護条例」に基づき、民事権利の侵害行為と税関法に違反する行為を合理的に区分した。このことは、今後、税関が同様の事件を処理する上で、また公衆が関連の法令を理解する上で、いずれも積極的な意義を持つ。このほか、昆明税関は事件の調査期間に、証拠開示と処罰に関する聴聞を手配し、商標権者と輸入企業の意見を十分聞き取り、事件処理の公正性、公開性を保証した。

十. 拱北税関による商標混同原則に基づく権利侵害輸入食品処理事件

事件の内容

マカオの朗天洋行は2014年10月16日、珠海市華征貿易有限公司が、朗天洋行の「利佰高 RBC」商標の専用権を侵害している疑いがある食品を九洲の通関地から3口に分けて輸入しようとしていると拱北税関に通報し、保全措置を講じるよう求めた。拱北税関は直ちに、上述の貨物に対する無作為抽出調査を実施して検査を行うよう九洲税関に通知した。検査の結果、当該貨物はそれぞれソーダビスケット687箱、サンドビスケット2,748箱、チョコレートバー2,483箱であることが分かった。上述の貨物の外包装の正面にはいずれも「Rebisco」商標が使用され、側面の外包装には商品情報を記載した中国語のラベルが貼付され、上側にはそれぞれ「楽味口利佰高ソーダビスケット」、「楽味口利佰高クリームサンドビスケット」、「楽味口利佰高サクサクチョコレートバー」といった品名が表記されていた。中国語のラベルにはいずれも「利佰高」の文字があることから、朗天洋行は同社の「利佰高 RBC」商標の専用権を侵害しているとの認識を示した。2014年10月24日、税関は上述の3口の食品を差し押さえた。

税関による貨物の差し押さえを受け、華征公司是、輸入貨物は商標権の侵害を構成しないとして異議を申し立てた。その理由は以下のとおり。(一) その貨物を使用している「Rebisco」商標はフィリピンの共和会社が所有するもので、既に中国で登録されており、その中国語の商標である「楽味口利佰高」も現在登録出願中である(二) 輸入貨物に「楽味口利佰高」を使用しているものの、朗天洋行の「利佰高 RBC」とは大きな差異があり、関連商品に対する公衆の混同や誤認を引き起こす可能性はない(三) 華征会社が輸入貨物に使用している中国語と英語の商標はいずれもフィリピンの共和会社による権利付与を受けており、権利侵害の主観的故意・過失はない(四) マカオ洋行も過去にフィリピン共和国の中国国内におけるビスケットの取次販売業者だったが、マカオ洋行が代理販売した商品にも「利佰高」の中国語ラベルが使用されており、登録されている「利佰高 RBC」とは明らかに異なり、かつ朗天洋行が登録している商標をその商品の生産および販売にいまだかつて使用したことはない――。

拱北税関は調査の結果、この事件の議論は「輸入貨物に使用した中国語の標識が商品の出所を識別する機能を有しているか否か」という一点に集中していると考えた。輸入貨物上に使用されている「Rebisco」商標は当該製品がフィリピンで包装され輸入されたことを示し、消費者が出所を識別する上での機能を備えているものの、中国国内の大多数の消費者は輸入製品を選ぶとき、通常は製品上の中国語のラベルによりいっそう関心を払う。このような消費者心理により、商品の出所を識別する上で、往々にして輸入商品上の中国語のラベルの機能がさらに重要となる。朗天公司是中国大陸で「利佰高 RBC」商標を登録するとともに、長期にわたって販売する輸入商品に「利佰高」という中国語の標識を使用してきたことから、「利佰高」はしっかりとした出所の識別機能を持つといえる。このため、華征公司是朗天公司的同意を得ずに、自社で輸入した商品に「利佰高」の文字を含む中国語

のラベルを無断で使用することは、輸入された商品が朗天洋行の輸入・販売商品に属するとの消費者の誤認を招き、それによって商品の出所をめぐる混同をもたらす可能性が高い。

税関はその調査・分析結果を双方当事者に説明した。2014年10月28日、朗天洋行は拱北税関に書簡を送り、同社は既に華征公司与和解を達成し、朗天洋行が登録した「利佰高RBC」商標の使用を華征公司に許可し、先に提起した華征公司の3口の輸入食品の差し押さえの申し立てを取り下げるとした。九洲税関は直ちに、当該貨物に対する差し押さえを解除し、この事件をめぐる紛争は円満に解決した。

評論

この事件は、税関が輸入商品の知的財産権をめぐる紛争を適切に処理した典型事例である。近年、輸入商品に中国語のラベルを貼付することで生じる商標権侵害紛争がよく発生している。この種の事件も中国国内の消費者の合法的権益にかかわることから、各地の税関はこれに対して徐々に関心を寄せ始めている。商標権の侵害と外国語商標の中国語名称の合理的な使用との境界線をいかに正確に引くかは、複雑な作業である。この事件で、拱北税関はその商標法に対する正確な理解によって、関連輸入商品に使用されている中国語ラベルの解釈を行い、紛争当事者双方の最終的な和解成立を促し、さらには輸入商品の中国語ラベルの使用の適正化を図り、良好な社会的効果を生んだ。また、このことは税関が今後、類似事件を処理する上でも参考的意義を持つ。この事件は輸入商品を取り扱う貿易業者と広範な消費者に対しても有益な示唆を与えた。中国の製品品質法および食品安全法の関連規定に基づき、輸入商品には必ず中国語のラベルを貼付しなければならない。輸入活動の中で、いかに中国語のラベルを合法的に使用し、中国語のラベルを通じて輸入商品の出所を正確に識別し、それによって自身の合法的権益をよりよい形で守るか。この点は、各方面に重視を呼びかける必要がある。

十一．青島税関による特許侵害輸出扇風機の押収事件

事件の内容

ハイエンド家電製品の製造・研究開発を専門に扱う世界的な有名企業、ダイソン・テクノロジー・リミテッドは世界で初めて「羽根なし扇風機」を発表し、2012年に国家知的財産権局の授権を経て、「扇風機アSEMBリ」の発明特許を取得した。

2013年7月14日、ダイソン社は、威海海欣進出口有限公司が、特許権を侵害した羽根なし扇風機を威海から輸出しようとしていると青島税関に通報し、税関に保全措置を求めた。青島税関は直ちに威海税関に指令を出した。

威海税関は特許権者から提供されたコンテナ番号に従って無作為抽出調査を行った。自発的な無作為抽出調査はすぐには効果が現れないことを考え、税関職員は効果が現れる前に貨物が輸出されないよう、監督管理区域における全過程監視モデルの始動を決定し、重点監視埠頭を確定し、最終的に目標コンテナの正確な位置を特定した。しかし、税関申告書の検査時に、申告商品に羽根なし扇風機は見当たらなかったため、当該コンテナを開けて検査した。税関がコンテナを開けた後、当該コンテナの手前に番号順に並べられた貨物を検査したが、積み込まれていたのはすべて日用品で、羽根なし扇風機を見つからなかった。事件担当者は開披（かいひ）検査の続行を決定し、奥にある貨物の検査を行ったところ、コンテナの中ほどで、ほかの貨物に混ざった羽根なし扇風機 504 台を発見した。特許権者による比較照合により、当該羽根なし扇風機はまさにダイソン社が通報した権利侵害製品であることが確定した。

権利侵害者の法的責任を追及するため、ダイソン社は、済南市中級人民法院に民事訴訟を提起することを決定し、威海税関が差し押さえた羽根なし扇風機 504 台の封印を法院に求めた。2013年8月1日、済南市中級人民法院は威海税関に職員を派遣し、当該羽根なし扇風機に対して司法的差し押さえを実施した。

2013年12月9日、済南市中級人民法院は、ダイソンの特許権を侵害する羽根なし扇風機の販売停止、権利侵害製品の廃棄、ダイソン社に対する各種経済損失 25 万円の賠償を海欣会社に命じる判決を下した。

評論

この事件は、税関が通関地の監督管理を履行し特許権を効果的に保護した典型事例である。現在は、技術の研究開発と知的財産権の育成による競争優位の獲得へとシフトする企業がますます増えている。このことは、中国の輸出製品構造の改善、輸出製品の「量」から「質」への転換の実現、中国企業の国際市場におけるコアコンピタンスの向上において重要な意義を持つ。青島税関は自主革新の保護、独自の知的財産権を有する製品の輸出促進を図るため、国が税関に与えた知的財産権国境地帯での知的財産権の保護という職責を積極的に履行し、特許権保護をめぐる法執行を効果的に展開した。この事件の処理過程において、税関は権利侵害貨物の輸出を速やかに制止しただけでなく、法院の権利侵害製品に対する押収・廃棄にも積極的に協力し、税関の国境地帯における法執行と民事司法の連

結を実現し、特許権者の合法的権益の保護に向けて包括的な法的保障を提供した。この事件は輸出入企業にとって警告作用と教育的意義を持つと同時に、今後の税関による特許権保護に向けた法執行の強化にも参考的な役割を持つ。